

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 1 月 15 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 1 月 ～ 令和 1 1 年 1 2 月
<u>申請者（代表者）</u> 株式会社山正	<u>都道府県</u> 山形県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 本法人 代表取締役 瀬野 雄平 他 1 名 臨時雇用 6 名 ☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ） ☐ 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 農地集積を積極的に行っているが、小規模ほ場が多く、自動操舵付きトラクタや直進アシスト田植え機等のスマート農機の性能を生かしきれていない。	
<u>対象品目</u>	水稻
<u>活用するスマート農業技術</u>	栽培管理システム（ザルビオフィールドマネージャー）
<u>導入する新たな生産の方式</u>	
☐ イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
☐ ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
☒ ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
☐ ニ	その他
<u>（内容）</u> データの共有化による施肥計画への対策等	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 水稻の栽培において、栽培管理システムから得られたデータ（地力・収量等）をアカウント連携者（産地内農業者）とシステムサービス事業者に共有し、生育状況等のデータ分析を行う。 データ分析用の栽培データを集めやすくするため、GPS レベラー等を使用し、区画拡大に取り組んでいく。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- ☐ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）